

「美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例(案)」意見募集結果

1 目的

歯と口腔の健康づくりが、脳血管疾患や糖尿病など様々な生活習慣病の予防に重要な役割を果たしていることに着目し、国においては「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、岐阜県においては「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」が制定されました。こうした状況を踏まえ、美濃加茂市においても市民がライフステージにあわせた口腔保健医療サービスが受けられるよう「美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例」を制定し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るものです。この案について、広く市民の方から意見を求め、見直しの参考とするためパブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成24年10月10日(水)～11月9日(金)

3 周知方法

- (1) 広報みのかも10月1日号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 市役所保健センターで見直し(案)の閲覧実施
- (3) 市ホームページに見直し(案)を掲載

4 意見の提出状況

- *意見提出者 1名
- *意見提出件数 2件

5 提出された意見と考え方

<ご意見1>

該当箇所	第9条(4) 障害者 → 障がい者 第2条 用語の説明
意見内容	第9条(4) 障害者 → 障がい者の使い方のほうがいいのではないかと。 第2条 用語の説明で、用語と説明文の間がスペースだけではわかりにくいのではないかと。たとえば (2) 歯科医師等とは歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。 (2) 歯科医師等： <u>歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士</u> その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。 いずれかの方が、わかりやすいのではないかと。
意見に対する市の考え方	第9条(4) 障害者 → 障がい者 市の作成する公文書においては、「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」などと表記することを基本としておりますが、条例、規則等については、国の法令と同様に漢字表記を変更しておりません。 第2条 用語の説明 定義規定については、法制執務上のルールに則り箇条書きにして記述しております。

<ご意見2>

<p>該当箇所</p>	<p>第9条</p>
<p>意見内容</p>	<p>(4)障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な者に対して、訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。<u>又、第7条にある関係者との他業者との連携を図ることとする。</u></p> <p>(4)障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な者に対して、訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。<u>又、第7条にある関係者は他業者との連携を図りこれを推進すること。</u></p> <p>*追加の文は2文とも良い文章になっておりませんが、<u>連携</u>ということばを入れていただきたいと思います。</p> <p>(1)むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期にある者に対して、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策等を推進すること。<u>並びに口腔機能向上のための教育等を推進すること。</u></p> <p>*今後、幼児期及び学齢期における口腔機能の向上（よく噛むことなど）の教育が必要になってくるため、この言葉をいれていただければありがたいです。</p> <p>第9条の追加 <u>妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健に必要な予防対策等を推進すること。</u> <u>歯科医師との連携を図り、休日診療ならびに緊急歯科診療体制の連携を図り、これを推進すること。</u></p> <p>*良い文章が思い当たりませんでした。以上の内容の文章をいれていただくと、より良くなるのではないかと思います。</p>
<p>意見に対する市の考え方</p>	<p>第9条の変更について</p> <p>(4)障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な者に対して、<u>関係する者、団体等との連携を図り訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。</u></p> <p>(1)むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期にある者に対して、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策、<u>口腔機能向上のための教育等を推進すること。</u></p> <p>*ご意見をもとに、上記のとおり変更します。</p> <p>第9条の追加について</p> <p>妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健に必要な予防対策等を推進すること。</p> <p>*ご意見をもとに、上記を（1）として追加します。</p> <p>歯科医師等と連携を図り、休日歯科診療及び緊急歯科診療体制を推進すること。</p> <p>*具体的な事項については、実施計画の中に取り入れたいと思います。</p>

※問合せ先 美濃加茂市役所（健康課内）電話 25-2111（内線390）